

りそなカード《セゾン》規約

条項番号	旧内容	新内容
第1条	<p>(1)本規約を承認し、りそなカード《セゾン》(以下「カード」という)利用の申込みをされ、りそなカード株式会社(以下「当社」という)がカード利用を認めた方(以下「本会員」という)にカードを発行します。</p> <p>(2)本会員があらかじめ指定した家族のうち、本会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことを承認のうえ当社に入会の申込みをされ、当社が利用を認めた方(以下「家族会員」といい、本会員と総称して「会員」という)に家族カードを発行します。</p>	<p>(1)本規約を承認し、りそなカード《セゾン》(以下「カード」という)利用の申込みをされ、りそなカード株式会社(以下「当社」という)がカード利用を承諾した方(以下「本会員」という)に対し、当社は、カードを発行します。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。</p> <p>(2)当社は、本会員があらかじめ指定した家族のうち、本会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことを承認のうえ当社に家族カード利用の申込みをされ、当社が利用を承諾した方(以下「家族会員」といい、本会員と総称して「会員」という)に家族カードを発行します。</p>
第2条	<p>(1)カードの表面には、会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード(カード裏面(3桁)に印字される数値をいう)等(以下総称して「カード情報」という)を印字した会員の申込に応じたカード(以下家族カードを含む)を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。本会員は、カード発行後も、届出事項(第20条第1項の届出事項をいう)の確認手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。</p> <p>(2)カードの所有権は当社に属し、カードおよびカード情報はカードに印字された会員本人以外には使用できないものとします。また、会員は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。</p> <p>(4)カードおよびカード情報の使用・保管・管理に際して、会員が前3項に違反し、その違反に起因してカードおよびカード情報が不正に利用された場合、本会員は、そのカード利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。</p>	<p>(1)当社は、会員に会員氏名・会員番号・有効期限等(以下「カード情報」という)を表面に印字した会員の申込区分に応じたカード(以下家族カードを含む)を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときには直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。本会員は、カード発行後も、届出事項(第20条第1項の届出事項をいう)の確認(以下「取引時確認」という)手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。</p> <p>(2)カードの所有権は当社に属し、カードおよびカード情報はカード表面に印字された会員本人以外には使用できないものとします。また、会員は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。</p> <p>(4)カードおよびカード情報の使用・保管・管理に際して、会員が前3項に違反し、その違反に起因してカードおよびカード情報が不正に利用された場合、本会員は、そのカード利用にかかるすべての債務について支払いの責を負うものとします。</p>
第4条	<p>(1)暗証番号は本会員に届け出ていただきます。暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けるとともに、会員は、暗証番号を本人以外に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。</p> <p>(2)会員が、本会員または本人以外に暗証番号を知らせ、または知られた場合、これによって生じた損害は、本会員の負担とします。ただし、会員が故意または過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限りではありません。</p> <p>(3)本会員から暗証番号の届出がない場合には、当社所定の暗証番号を登録する場合があります。</p>	<p>(1)本会員は、カードの暗証番号を当社に届出るものとします。ただし、家族会員は家族カードの暗証番号を届出ることができません。暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けるとともに、会員は、暗証番号を本人以外に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。</p> <p>(2)会員が、本人以外に暗証番号を知らせ、または暗証番号が本人以外に知られた場合、これによって生じた損害は、本会員の負担とします。ただし、暗証番号の管理状況等を踏まえて会員に故意または過失がないと、当社が認めた場合は、この限りではありません。</p> <p>(3)会員から暗証番号の届出がない場合には、当社所定の暗証番号を登録する場合があります。</p>

条項番号	旧内容	新内容
第5条	(1) 取引を行う目的を生計費決済および事業費決済とし、当社の指定する店舗・施設・売場等(以下「店舗」という)で、カードを提示し、伝票等に署名することにより、商品・権利の購入またはサービスの提供(商品・権利・サービスを以下「商品等」という)を受けることができます(以下「商品購入」という)。ただし、一部カードの利用ができない商品等もあります。	(1) 取引を行う目的を生計費決済および事業費決済とし、 会員は 当社の指定する店舗・施設・売場等(以下「店舗」という)で、カードを提示 するとともに、暗証番号を入力することまたは 伝票等に署名することにより、商品・権利の購入またはサービスの提供(商品・権利・サービスを以下「商品等」という)を受けることができます(以下「商品購入」という)。ただし、一部カードの利用ができない商品等もあります。 なお、会員は、当社に対し、店舗への立替払いを委任し、商品等の購入を取消代金精算される際には当社の定める方法でお手続きいただくことをあらかじめ承認いただきます。
第6条	<p>(債権譲渡の承諾等)</p> <p>(1) 会員はカードの利用により生じた加盟店の会員に対する債権を次の経路により任意の時期・方法で当社に譲渡することについて、あらかじめ承諾するものとします。なお、会員は本債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等が会員に対する個別の通知または承認の請求を省略することに異議のないものとします。</p> <p>①加盟店が当社に譲渡すること。</p> <p>②加盟店がクレジット会社・金融機関等に譲渡すること、その譲受人が直接もしくは他のクレジット会社等を経由してさらに当社に譲渡すること。</p> <p>③加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡すること、その譲受人がさらに国際提携組織を通じ当社に譲渡すること。</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p>(2) 加盟店との取引を取消等の理由により、代金清算の必要が生じた場合、当社の定める方法で清算するものとし、会員は当該加盟店との間で直接の清算は行わないものとします。</p>	<p>(立替払の承諾等)</p> <p>1. 会員は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなします。会員は、当社が会員からの委託に基づき、会員の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の会員に対する債権について、以下の各号にあらかじめ異議なく承諾するものとします。割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁(同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません)を放棄するものとします。</p> <p>(1) 当社が、加盟店等に対し立替払を行うことを決定したこと(立替払の現実の実行の前後を問わない)により、当社が会員に対し、立替金相当額の債権を取得すること。この場合、当該立替払は、当社が適当と認める第三者を経由する場合があること。</p> <p>2) 当社と加盟店等との契約に従い、当該加盟店等から当社に債権譲渡する場合があること。この場合、当社が適当と認めた第三者(本号では提携クレジットカード会社および海外クレジットカード会社を除く)を経由する場合があること。</p> <p>(3) 提携クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、提携クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いまたは当該加盟店等から提携クレジットカード会社に債権譲渡し(これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります)、当社が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること。</p> <p>(4) 海外クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、海外クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いまたは当該加盟店等から海外クレジットカード会社に債権譲渡し(これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります)、当社が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること。</p> <p>2. カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店等において解決するものとします。また、カードの利用により加盟店等と取引した後に加盟店等との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。</p>

条項番号	旧内容	新内容
		<p>3. 会員は、カード利用にかかる当社債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容およびそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。ただし、通話明細情報については、会員の事前の承諾を得た場合にのみ開示されるものとします。</p> <p>4. 会員は、カード利用により購入した商品の代金債務を当社に完済するまで、当該商品の所有権が当社に帰属することを承諾するものとします。</p>
第7条	<p>(1) インターネット接続、保険、電気・ガス・水道利用等継続的サービスの事業提供者(以下「継続的サービス事業者」という)との取引(以下「サービス契約」という)にかかわる継続的サービス利用代金の支払いにカードを利用する場合、本会員は、会員がカード情報を継続的サービス事業者に預託するものでありその責任は本会員の負担となること、および当社が会員のために当該サービス継続的サービス事業者に対して支払うことを承認のうえ、第8条(弁済金等の支払方法等)により当社へ支払うものとします。</p> <p>(3) カード情報が変更された場合は、会員において継続的サービス事業者に当該変更の旨を申し出ていただきます。なお、この場合に、当社からカード情報の変更を継続的サービス事業者に通知することがあります。</p>	<p>(1) インターネット接続、保険、電気・ガス・水道利用等継続的サービスの事業提供者(以下「継続的サービス事業者」という)との取引(以下「サービス契約」という)にかかわる継続的サービス利用代金の支払いにカードを利用する場合、本会員は、会員がカード情報を継続的サービス事業者に預託するものでありその責任は本会員の負担となること、および当社が会員のために当該サービス継続的サービス事業者に対して支払うことを承認のうえ、第8条(弁済金等の支払方法等)により当社へ支払うものとします。</p> <p>(3) カード情報が変更された場合は、会員において継続的サービス事業者に当該変更の旨を申し出ていただきます。なお、この場合に、当社からカード情報の変更を継続的サービス事業者に通知することがあります。</p>
第8条	<p>(2) 会員は利用の都度、以下のリボルビング払い、1回払い、ボーナス一括払い、2回払いまたはボーナス2回払い、分割払いのいずれかを指定するものとします。ただし、1回払い以外の利用は、当社が指定する店舗・商品等・期間に限ります。なお、支払方法の指定がない場合には、1回払いとなります。</p> <p>① リボルビング払い—利用算定日における利用締切日が到来したリボルビング払いにおける商品購入代金の残高(以下「リボ算定日残高」という)を基礎として、本会員があらかじめ選択した、末尾「ショッピングでのリボ払い月々支払額算出表」記載の、標準コースもしくは短期コースのうち定める金額または本会員が定額コースを選択のうえ、1万円単位であらかじめ指定した金額(以下「弁済金」という)を支払う方法です。弁済金には、各コースともに当社所定のリボ手数料を含みます。リボ手数料の実質年率は、カード送付時の書面等で通知します。リボ手数料は毎月のリボ算定日残高に対し当月5日から翌月4日までの日割計算とします。ただし、初回リボ手数料は利用算定日の翌日から翌月4日までを日割計算します。なお、当社所定の方法によりお支払日前のお支払いも可能です。この場合のリボ手数料は利用算定日の翌日または前回お支払いされた日の翌日からの日割計算によります。</p> <p>□</p>	<p>(2) 会員は利用の都度、以下のリボルビング払い、1回払い、ボーナス一括払い、2回払いまたはボーナス2回払い、分割払いのいずれかを指定するものとします。ただし、1回払い以外の利用は、当社が指定する店舗・商品等・期間に限ります。なお、支払方法の指定がない場合には、1回払いとなります。</p> <p>① リボルビング払い—利用算定日における利用締切日が到来したリボルビング払いにおける商品購入代金の残高(以下「リボ算定日残高」という)を基礎として、本会員があらかじめ選択した、末尾「ショッピングでのリボ払い月々支払額算出表」記載の、標準コースもしくは短期コースのうち定める金額または本会員が定額コースを選択のうえ、5千円単位であらかじめ指定した金額(以下「弁済金」という)を支払う方法です。弁済金には、各コースともに当社所定のリボ手数料を含みます。リボ手数料の実質年率は、カード送付時の書面等で通知します。リボ手数料は毎月のリボ算定日残高に対し当月5日から翌月4日までの日割計算とします。ただし、初回リボ手数料は利用締切日の翌日から翌月4日までを日割計算します。なお、当社所定の方法によりお支払日前のお支払いも可能です。この場合のリボ手数料は利用締切日の翌日または前回お支払いされた日の翌日からの日割計算によります。また、定額コースを選択の場合で、月々の手数料が本会員の指定された金額を超えるときは、当月の手数料を超えるまでご指定の金額に1万円単位で加算した金額が当月のお支払額となります。</p> <p>□</p>

条項番号	旧内容	新内容
	<p>⑦ 支払方法の変更—支払方法の変更を申出があり、当社が認めた場合には、1回払い分、ボーナス一括払い分および2回払い分をリボルビング払いに変更できます。この場合、1回払い分は、カード利用時点でリボルビング払いの指定があったものとします。ボーナス一括払い分は、変更後最初に到来する利用算定日(ただし、利用算定日当日に変更した場合は当該利用算定日とし、変更日からボーナス一括払いのお支払日までに利用算定日がない場合は直前の利用算定日とします。)の対象となる利用締切日にリボルビング払いがあったものとします。また、2回払い分は、1回目の支払分に応答する利用算定日以前にお申し出があった場合は、カード利用時点でリボルビング払いの指定があったものとし、当該利用算定日より後にお申し出があった場合は各回の支払金額について各回のお支払日の直前の利用締切日にリボルビング払いの指定があったものとします。</p>	<p>⑦ 支払方法の変更(リボルビング払い)—支払方法の変更の申出があり、当社が認めた場合には、1回払い分、ボーナス一括払い分および2回払い分をリボルビング払いに変更できます。この場合、1回払い分は、カード利用時点でリボルビング払いの指定があったものとします。ボーナス一括払い分は、変更後最初に到来する利用算定日(ただし、利用算定日当日に変更した場合は当該利用算定日とし、変更日からボーナス一括払いのお支払日までに利用算定日がない場合は直前の利用算定日とします)の対象となる利用締切日にリボルビング払いがあったものとします。また、2回払い分は、1回目の支払分に応答する利用算定日以前に申出があった場合は、カード利用時点でリボルビング払いの指定があったものとし、当該利用算定日より後に申出があった場合は各回の支払金額について各回のお支払日の直前の利用締切日にリボルビング払いの指定があったものとします。</p>
	<p>⑧ 支払方法の自動変更サービス—当社の定める方法で申出ることにより、すべての商品購入代金の支払方法をリボルビング方式へ変更できます。</p>	<p>⑧ 支払方法の自動変更サービス—当社の定める方法で申出ることにより、すべての商品購入代金の支払方法をリボルビング方式へ変更できます。ただし、以下に該当する場合は、この限りではありません。 (イ)リボルビング払いに変更する時点でショッピングサービスのご利用可能枠を超過していた場合。 (ロ)当社がリボルビング払いの取扱を不適当と認めた店舗・商品等での利用の場合。</p>
	<p>(3)(2)①の弁済金、②の1回払いにより支払う金額および、③から⑥によって各回ごとに支払う金額(以下「分割支払金」といい、毎月の支払金額の総称を「弁済金等」という)はあらかじめ利用明細書でお知らせします。弁済金等については、利用明細書受取り後20日以内に、本会員から特に申出のない場合は承認したものとします。</p>	<p>(3)(2)①の弁済金(⑦による変更後の弁済金を含む)、②の1回払いにより支払う金額および、③から⑦によって各回ごとに支払う金額(以下「分割支払金」といい、毎月の支払金額の総称を「弁済金等」という)はあらかじめ利用明細で郵送または電磁的方法により通知します。本会員は、ご利用明細の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。弁済金等、利用内容、残高その他ご利用明細に記載の内容については当該通知受取り後20日以内に、本会員から特に申出のない場合は承認したものとします。</p>
	<p>(5) 手数料率、末尾「ショッピングでのリボ払い月々支払額算出表」の金額は、金融情勢等により変更することがあります。その場合、第21条(本規約の変更等)の規定にかかわらず、当社から変更をお知らせしたときの残高を含め、変更後の手数料率および金額が適用されます。</p>	<p>(5) 手数料率、末尾「月々支払額算出表」の金額は、金融情勢等により変更することがあります。その場合、第21条(本規約の変更等)の規定にかかわらず、当社から変更をお知らせしたときの残高を含め、変更後の手数料率および金額が適用されます。</p>
第9条	<p>(1) 弁済金等の支払いが遅れた場合は当該金額(第8条(弁済金等の支払方法等)(2)①および⑤の手数料を除きます)に対し、各支払日の翌日から支払完了に至るまで、年14.6%で計算した遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割支払金については、当該分割支払金の残金全額に対し年6.0%で計算した額を超えないものとします。</p>	<p>(1) 弁済金等の支払いを遅滞した場合は当該金額(第8条(弁済金等の支払方法等)(2)①および⑥の手数料を除きます)に対し、支払日の翌日から完済に至るまで、年14.6%で計算した遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割支払金については、当該分割支払金の残金全額に対し法定利率により計算した額を超えないものとします。</p>
	<p>(2) 第22条(期限の利益の喪失)により支払期日前に全額を支払うことになった場合、期限の利益を喪失した日の翌日から支払完了に至るまで、一回払いおよびリボルビング方式による商品購入代金については残債務の全額に対し年14.6%、分割支払金の残金全額については年6.0%で計算した遅延損害金を支払うものとします。</p>	<p>(2) 第22条(期限の利益の喪失)に該当した場合は、期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、1回払いおよびリボルビング払いによる商品購入代金については残債務の全額に対し年14.6%、分割支払金の残金全額については法定利率により計算した遅延損害金を支払うものとします。</p>

条項番号	旧内容	新内容
第13条	<p>(1)本会員は、以下のような場合には、その原因が解消されるまでの間、その商品等についての弁済金等の支払いを停止することができます。</p> <p>①商品・権利の引き渡しやサービスの提供がなされないなどの場合。 <input type="checkbox"/></p> <p>②商品の破損、汚損、故障、または商品・権利に、その他何らかの欠陥がある場合。</p>	<p>(1)本会員は、以下のような場合には、その原因が解消されるまでの間、その商品等についての弁済金等の支払いを停止することができます。</p> <p>①商品・権利の引渡しやサービスの提供がなされないなどの場合。</p> <p>②商品の破損、汚損、故障、または商品・権利に、何らかの欠陥がある場合。</p>
第14条	<p>(1)①当社および当社の提携する金融機関等組織(以下「提携金融機関」という)の現金自動支払機または現金自動預払機(以下「CD・ATM」という)を利用する方法。</p>	<p>(1)①当社および当社の提携する金融機関等組織(以下「提携金融機関」という)の現金自動預払機(以下「ATM」という)を利用する方法。</p>
第15条	<p>(2)①リボルビング方式—本会員があらかじめ選択した以下の標準コース、または短期コースにより支払う方法です(ただし標準コースは、当社が認めた場合に限り選択できます)。</p> <p>○標準コース—毎月の支払日に、融資金等を4千円ずつ(4千円未満の場合は全額)支払う方法です。ただし、融資金算定日における融資金締切日が到来したりボルビング方式の融資金残高(以下「融資金リボ残高」という)が10万円を超えた場合は支払金額を2千円増額し、これに加え5万円を超えるごとに2千円ずつ増額します。</p> <p>○短期コース—毎月の支払日に、融資金等を1万円ずつ(1万円未満の場合は全額)支払う方法です。ただし、融資金リボ残高が20万円を超えたときは支払金額を5千円増額し、これに加え10万円を超えるごとに5千円ずつ増額します。 <input type="checkbox"/></p>	<p>(2)①リボルビング方式—本会員があらかじめ選択した以下の標準コース、ゆとりコースまたは短期コースにより支払う方法です(ただし標準コースは、当社が認めた場合に限り選択できます)。なお、利息が末尾「キャッシングでのリボ払い月々支払額算出表」に定める金額を超えるときは、利息を超えるまで、該当金額に1千円単位で加算した金額がお支払額になります。ただし、加算する金額の上限は5千円までとします。</p> <p>○標準コース—毎月の支払日に、融資金等を4千円ずつ(4千円未満の場合は全額)支払う方法です。ただし、融資金算定日における融資金締切日が到来したりボルビング方式の融資金残高(以下「融資金リボ残高」という)が10万円を超えた場合は支払金額を2千円増額し、以降融資金リボ残高5万円増すごとに2千円ずつ増額します。</p> <p>○ゆとりコース—毎月の支払日に、融資金等を4千円(融資金リボ残高が、4千円未満の場合は全額、30万円を超える場合は1万1千円)ずつ支払う方法です。ただし、融資金リボ残高が10万円増すごとに支払金額を4千円ずつ(融資金リボ残高が、30万円を超える場合は、10万円増すごとに3千円ずつ)増加します。なお、ゆとりコースについては、新たなカード利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。</p> <p>○短期コース—毎月の支払日に、融資金等を1万円ずつ(1万円未満の場合は全額)支払う方法です。ただし、融資金リボ残高が20万円を超えたときは支払金額を5千円増額し、以降融資金リボ残高が10万円を増すごとに5千円ずつ増額します。 <input type="checkbox"/></p>
	<p>②一括払い—支払日に融資金等を全額一括して支払う方法です(①の毎月の支払金額と②)によって支払金額とを合わせ、以下「返済金」という)。</p>	<p>②一括払い—支払日に融資金等を全額一括して支払う方法です(①の毎月の支払金額と②)による支払金額とを合わせ、以下「返済金」という)。</p>
	<p>③支払方法の変更—支払方法の変更を申し出があり、当社が認めた場合には、融資金締切日現在の一括払い分をリボルビング方式に変更できます。この場合、新たにリボルビング方式で支払いたい金額は、①の融資金リボ残高および変更した一括払い分の合計額を基礎として計算します。</p>	<p>③支払方法の変更—支払方法の変更の申出があり、当社が認めた場合には、融資金締切日現在の一括払い分をリボルビング方式に変更できます。この場合、新たにリボルビング方式で支払いたい金額は、①の融資金リボ残高および変更した一括払い分の合計額を基礎として計算します。</p>

条項番号	旧内容	新内容
第18条	(2)(1)の場合、本人以外によるカードの使用により生じた損害のうち、当社に連絡をいただいた日を含めて、61日前までさかのぼり、その後に発生した分については、会員の責任はないものとします。ただし、以下の項目に該当する場合は、本会員が支払うものとします。	(2)(1)の場合、本人以外によるカードの使用により生じた損害のうち、当社に連絡をいただいた日を含めて、61日前までさかのぼり、その後に発生した分については、会員の責はないものとします。ただし、以下の項目に該当する場合は、本会員が支払うものとします。
	(2)⑥ カードまたはカード情報が会員の家族、親類、同居人、その他会員本人以外の関係者によって使用されたことによる場合。	(2)⑥カードまたはカード情報が会員の家族、親類、同居人、その他 会員以外 の関係者によって使用されたことによる場合。
第20条	(2)当社が本会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合はそれが、未到着のときでも通常通りに到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情により(1)の変更手続きをとれなかった場合を除きます。	(2)当社が本会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合はそれが、未到着のときでも通常 どおり に到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情により(1)の変更手続きをとれなかったと 当社が認めた 場合を除きます。
		(4)当社は会員への意思表示・通知について、当該意思表示・通知を省略しても会員に不利益がない場合にはこれを省略して意思表示・通知があったものとみなすことができます。
第21条	当社は本規約の一部もしくはすべてを変更する場合は、当社ホームページ(http://www.resonacard.co.jp)での告知その他当社所定の方法により本会員にその内容をお知らせします。お知らせ後に本規約に基づく取引があった場合またはお知らせ後1か月の経緯をもって、内容を承認したものとみなします。	<p>第21条(本規約の変更等)</p> <p>(1)当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を当社のホームページ(https://www.resonacard.co.jp/)において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で本会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。なお、第2号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当社のホームページへの掲載等を行うものとします。</p> <p>①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。</p> <p>②変更の内容が本契約にかかる取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らし、合理的なものであるとき</p> <p>(2)当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ(https://www.resonacard.co.jp/)において告知する方法または本会員に通知する方法その他当社所定の方法により本会員にその内容を周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合には、本会員は、当該周知の後に会員が本規約にかかる取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。</p>
第22条	(1) ①弁済金または分割支払金の支払いが遅れ、当社から20日以上 of 相当な期間を設け、その旨を書面で催告したにもかかわらず、その期間内の支払いがなかったとき。	(1) ①弁済金または分割支払金の支払いが遅れ、当社から20日以上 of 相当な期間を設けて 支払い を書面で催告したにもかかわらず、その期間内の支払いがなかったとき。
		⑧カードの破壊、分解等を行い、またはカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。
	(2) ①(1)①から④を除き、本規約上の義務に違反し、それが重大なものであるとき。	(2) ①(1)①から④ および ⑧を除き、本規約上の義務に違反し、それが重大なものであるとき。

条項番号	旧内容	新内容
	(2) ③会員が第25条(その他承諾事項)(2)の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、または当社が同条同項に定める報告を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。	(2) ③会員が第25条(その他承諾事項)(4)の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、または当社が同条同項に定める報告を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。
第24条	会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、本会員の住所地および当社の本社、支社、営業所所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とします。 <input type="checkbox"/>	会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、本会員の住所地および当社の本社、支社、営業所所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を 第一審の専属的な合意 管轄裁判所とします。 <input type="checkbox"/>
第25条	(1)その他以下の事項をあらかじめ承認するものとします。 ①第8条(弁済金等の支払方法等)(2)①のリボ手数料、第15条(融資金の支払方法等)(3)の融資金の利息ならびに第9条(遅延損害金)および第16条(遅延損害金)の遅延損害金は、年365日(うるう年は年366日)の日割計算で行うこと。 ②キャッシングサービスの利用および返済金の支払いをCD・ATMで行う場合、当社所定の利用手数料(ただし、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします)を負担するものとします。 ③本会員の都合により第8条(弁済金等の支払方法等)、第15条(融資金の支払方法等)以外の支払方法において発生した入金費用、公租公課、または訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格を喪失した場合についても本会員が負担するものとします。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法および出資の受入れ、預り金および金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。	(1) 会員は 以下の事項をあらかじめ承認するものとします。 ①第8条(弁済金等の支払方法等)(2)①、⑥、⑦の手数料、第15条(融資金の支払方法等)(3)の融資金の利息ならびに第9条(遅延損害金)および第16条(遅延損害金)の遅延損害金は、年365日(うるう年は年366日)の日割計算で行うこと。 ② 本会員のカードについて第8条(1)①の口座振替によるお支払が連続して13か月以上無く、その後の利用があった場合、お届けの金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。 ③ 当社が、本会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。
	④ 当社が本会員に対するカード債権を、必要に応じ金融機関またはその関連会社へ譲り渡し、また譲り渡した債権を再び譲り受けること。	④ カード使用により発生する債務の返済が完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。
	⑤ 当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じたまたはカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼に協力すること、およびカードを回収すること。	⑤ 当社または当社の提携会社が提供する付帯サービス(以下「付帯サービス」という)を利用する場合であって、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。

条項番号	旧内容	新内容
	<p>⑥当社がカードまたはカード情報が第三者により不正使用される可能性があると判断した場合には、会員に事前通知することなく、商品購入およびキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、またはお断りすることがあること。</p> <p>⑦前号の場合に、当社がカードを無効化のうえカード再発行手続きをとることがあること。</p> <p>⑧当社が本会員に対し、与信および与信後の管理のため確認が必要な場合には、勤務先、収入等の確認を求めるとともに、本会員の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、提出を求められることがあること。</p> <p>⑨当社が本会員に対し、与信および与信後の管理、弁済金等または返済金の回収のため確認が必要な場合に、本会員の自宅、携帯電話、勤務先およびその他の連絡先に電話確認を行うことがあること。</p> <p>⑩本会員のカードについて第8条(弁済金等の支払方法等)(1)の口座振替による支払いが連続して13ヵ月以上なく、その後の利用があった場合、届出の金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。</p> <p>⑪前号の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等の提出を求められることがあること。</p> <p>⑫当社が本会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。</p> <p>⑬カードの使用により発生する債務の返済が完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。</p> <p>⑭当社または当社の提携会社が提供する付帯サービス(以下「付帯サービス」という)を利用する場合、付帯サービスに関する規約等があるときは、それに従うこと。また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できること。</p>	<p>(2)会員は、以下の義務を負うことを承認します。</p> <p>①キャッシングサービスの利用および返済金のお支払いをATMで行う場合、当社所定の利用手数料(ただし、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします)をご負担いただくこと。</p> <p>②本会員の都合により第8条(弁済金等の支払方法等)、第15条(融資金の支払方法等)以外の支払方法において発生した入金費用、公租公課、または訪問集金費用、当社が督促手続を行った場合の費用、お支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格を喪失した後についても本会員が負担するものとします。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法および、出資の受入れ、預り金および金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。</p> <p>③当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じまたは、カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼に協力すること、およびカードを回収すること。</p> <p>④与信および与信後の管理のため確認が必要な場合には、当社の求めに応じて、勤務先、収入等を申告いただくとともに、本会員の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、提出いただくこと。</p> <p>⑤(1)②の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等を提出いただくこと。</p>
		<p>(3)当社は、以下の各号の行為を行うことができます。</p> <p>①当社の本会員に対するカード債権を、必要に応じ金融機関またはその関連会社へ譲渡し、また譲渡した債権を再び譲り受けること。</p> <p>②当社がカードまたはカード情報が第三者により不正使用される可能性があると判断した場合、会員に事前に通知することなく、商品購入およびキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、またはお断りすること。</p> <p>③前号の場合に、カードを無効化するとともに、カードの再発行手続きをとること。当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化のうえカードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。</p> <p>④与信および与信後の管理、弁済金等または返済金の回収のため確認が必要な場合に、本会員の自宅住所、電話(携帯電話等を含む)、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に連絡を取ること。</p> <p>⑤当社が必要と認めた場合に、付帯サービスを改廃すること。</p>

条項番号	旧内容	新内容
	<p>(2)本会員は、会員が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等またはテロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」という)に該当しないことおよび、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、会員が暴力団員等または、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は調査し、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、本会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。</p> <p>(3)当社が本会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号または第2号に掲げる者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認ができるものとします。</p>	<p>(4)本会員は、会員が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等またはテロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」という)に該当しないことおよび、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、会員が暴力団員等または、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は調査し、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、本会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。</p> <p>(5)当社が本会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号または第2号に掲げる者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認ができるものとします。</p>
第26条	<p>(1)本会員が以下のいずれかに該当した場合は、当社は通知または催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、利用可能枠の変更、付帯サービスの利用停止等をの処置をとることがあります。また、当社からカードの返却、一時預りなどを求められた場合は、これに応じるものとします。</p> <p>①第8条(弁済金等の支払い方法等)(1)①の自動振替手続きのために必要な金融機関口座の預金口座振替依頼書の提出がないとき、または前条(1)⑪の場合に預金口座振替依頼書等の提出がないとき。</p> <p>⑩第25条(その他承諾事項)(3)の求めに応じなかったとき。</p> <p>(2)(1)の処置は、店舗、CD・ATMを通じて行うなど当社所定の方法により行うものとします。</p> <p>(3)会員の都合でカードを解約する場合には当社所定の届出を行っていただき、カードを返却していただきます。</p> <p>(5)本会員は会員資格の喪失後においても、カードを利用または利用されたとき(会員番号の使用を含む)は当該使用によって生じたカード利用代金等についてすべて支払いの責任を負うものとします。</p>	<p>(1)本会員が以下のいずれかに該当した場合は、当社は通知または催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、利用可能枠の変更、付帯サービスの利用停止等をの処置をとることがあります。また、当社からカードの返却、破棄、一時預りなどを求められた場合は、これに応じるものとします。</p> <p>①第8条(弁済金等の支払い方法等)(1)①の自動振替手続きのために必要な金融機関口座の預金口座振替依頼書の提出がないとき、または前条(2)⑤の場合に預金口座振替依頼書等の提出がないとき。</p> <p>⑩第25条(その他承諾事項)(5)の求めに応じなかったとき。</p> <p>(2)(1)の処置は、店舗、ATMを通じて行うなど当社所定の方法により行うものとします。</p> <p>(3)会員の都合でカードを解約する場合には当社所定の届出を行っていただき、カードを返却、もしくは裁断のうえ破棄していただきます。</p> <p>(5)本会員は会員資格の喪失後においても、カードを利用または利用されたとき(会員番号の使用を含む)は当該使用によって生じたカード利用代金等についてすべて支払いの責を負うものとします。</p>

条項番号	旧内容	新内容																																																																				
第29条	第27条までの規約と本特則(以下総称して「本規約」という)を承認のうえ当社に入会の申込みをされ、当社が第1条に定める本会員または家族会員として 認められた方 (以下「会員」という)に本カードを発行します。	第27条までの規約と本特則(以下総称して「本規約」という)を承認のうえ当社に入会の申込みをされ、当社が第1条に定める本会員または家族会員として 承諾した方 (以下「会員」という)に本カードを発行します。																																																																				
第31条	*5万円コース—本会員が5万円ずつ支払日に支払う方法です。ただし、融資金リボ残高が100万円を超えたときは、支払金額が5千円増額し、これに加え10万円を超えるごとに5千円ずつ増額します。 *10万円コース—本会員が10万円ずつ支払日に支払う方法です。ただし、融資金リボ残高が200万円を超えたときは、支払金額が5千円増額し、これに加え10万円を超えるごとに5千円ずつ増額します。	*5万円コース—本会員が5万円ずつ支払日に支払う方法です。ただし、融資金リボ残高が100万円を超えたときは、支払金額が5千円増額し、 以降融資金リボ残高が10万円増す ごとに5千円ずつ増額します。 *10万円コース—本会員が10万円ずつ支払日に支払う方法です。ただし、融資金リボ残高が200万円を超えたときは、支払金額が5千円増額し、 以降融資金リボ残高が10万円増す ごとに5千円ずつ増額します。																																																																				
第34条	第27条までの規約と本特則(以下総称して「本規約」という)を承認のうえ当社に入会の申込みをされ、当社が第1条に定める本会員または家族会員として 認められた方 (以下「会員」という)に本カードを発行します。	第27条までの規約と本特則(以下総称して「本規約」という)を承認のうえ当社に入会の申込みをされ、当社が第1条に定める本会員または家族会員として 承諾した方 (以下「会員」という)に本カードを発行します。																																																																				
■ショッピングでのリボ払い月々支払額算出表(第8条(2)①参照)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">標準コース</th> <th colspan="2">短期コース</th> <th colspan="2">定額コース</th> </tr> <tr> <th>利用があったときの リボ算定日残高</th> <th>弁済金 (月々の支払額)</th> <th>利用があったときの リボ算定日残高</th> <th>弁済金 (月々の支払額)</th> <th>利用があったときの リボ算定日残高</th> <th>弁済金 (月々の支払額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～60,000円</td> <td>3,000円</td> <td>1～100,000円</td> <td>10,000円</td> <td rowspan="5">30,000円以上 10,000円単位</td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>60,000～ 200,000円は 20,000円増す ごとに</td> <td>1,000円ずつ加算</td> <td>100,001円～は 50,000円増す ごとに</td> <td>5,000円ずつ加算</td> </tr> <tr> <td>200,001～ 400,000円は 25,000円増す ごとに</td> <td>1,000円ずつ加算</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>400,001～ 500,000円は 50,000円増す ごとに</td> <td>1,000円ずつ加算</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>500,001円～は 50,000円増す ごとに</td> <td>2,000円ずつ加算</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	標準コース		短期コース		定額コース		利用があったときの リボ算定日残高	弁済金 (月々の支払額)	利用があったときの リボ算定日残高	弁済金 (月々の支払額)	利用があったときの リボ算定日残高	弁済金 (月々の支払額)	1～60,000円	3,000円	1～100,000円	10,000円	30,000円以上 10,000円単位		60,000～ 200,000円は 20,000円増す ごとに	1,000円ずつ加算	100,001円～は 50,000円増す ごとに	5,000円ずつ加算	200,001～ 400,000円は 25,000円増す ごとに	1,000円ずつ加算			400,001～ 500,000円は 50,000円増す ごとに	1,000円ずつ加算			500,001円～は 50,000円増す ごとに	2,000円ずつ加算			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">標準コース</th> <th colspan="2">短期コース</th> <th colspan="2">定額コース</th> </tr> <tr> <th>リボ算定日残高</th> <th>弁済金 (月々の支払額)</th> <th>リボ算定日残高</th> <th>弁済金 (月々の支払額)</th> <th>リボ算定日残高</th> <th>弁済金 (月々の支払額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～60,000円</td> <td>3,000円</td> <td>1～100,000円</td> <td>10,000円</td> <td rowspan="5">5,000円以上 5,000円単位</td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>60,000～ 200,000円は 20,000円増す ごとに</td> <td>1,000円ずつ加算</td> <td>100,001円～は 50,000円増す ごとに</td> <td>5,000円ずつ加算</td> </tr> <tr> <td>200,001～ 400,000円は 25,000円増す ごとに</td> <td>1,000円ずつ加算</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>400,001～ 500,000円は 50,000円増す ごとに</td> <td>1,000円ずつ加算</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>500,001円～は 50,000円増す ごとに</td> <td>2,000円ずつ加算</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	標準コース		短期コース		定額コース		リボ算定日残高	弁済金 (月々の支払額)	リボ算定日残高	弁済金 (月々の支払額)	リボ算定日残高	弁済金 (月々の支払額)	1～60,000円	3,000円	1～100,000円	10,000円	5,000円以上 5,000円単位		60,000～ 200,000円は 20,000円増す ごとに	1,000円ずつ加算	100,001円～は 50,000円増す ごとに	5,000円ずつ加算	200,001～ 400,000円は 25,000円増す ごとに	1,000円ずつ加算			400,001～ 500,000円は 50,000円増す ごとに	1,000円ずつ加算			500,001円～は 50,000円増す ごとに	2,000円ずつ加算		
	標準コース		短期コース		定額コース																																																																	
利用があったときの リボ算定日残高	弁済金 (月々の支払額)	利用があったときの リボ算定日残高	弁済金 (月々の支払額)	利用があったときの リボ算定日残高	弁済金 (月々の支払額)																																																																	
1～60,000円	3,000円	1～100,000円	10,000円	30,000円以上 10,000円単位																																																																		
60,000～ 200,000円は 20,000円増す ごとに	1,000円ずつ加算	100,001円～は 50,000円増す ごとに	5,000円ずつ加算																																																																			
200,001～ 400,000円は 25,000円増す ごとに	1,000円ずつ加算																																																																					
400,001～ 500,000円は 50,000円増す ごとに	1,000円ずつ加算																																																																					
500,001円～は 50,000円増す ごとに	2,000円ずつ加算																																																																					
標準コース		短期コース		定額コース																																																																		
リボ算定日残高	弁済金 (月々の支払額)	リボ算定日残高	弁済金 (月々の支払額)	リボ算定日残高	弁済金 (月々の支払額)																																																																	
1～60,000円	3,000円	1～100,000円	10,000円	5,000円以上 5,000円単位																																																																		
60,000～ 200,000円は 20,000円増す ごとに	1,000円ずつ加算	100,001円～は 50,000円増す ごとに	5,000円ずつ加算																																																																			
200,001～ 400,000円は 25,000円増す ごとに	1,000円ずつ加算																																																																					
400,001～ 500,000円は 50,000円増す ごとに	1,000円ずつ加算																																																																					
500,001円～は 50,000円増す ごとに	2,000円ずつ加算																																																																					
	注1.弁済金上記の算出表の該当弁済金の額に満たない場合には、全額となります。 注2.新たなカードの利用がないときは、前回と同額の支払額となります。	注1.弁済金上記の算出表の該当弁済金の額に満たない場合には、全額となります。 注2.定額コースをご利用の場合で、月々のリボ手数料が本会員の指定された金額を超えるときは、当月のリボ手数料を超えるまで、ご指定の金額に1万円単位で加算した金額が当月のお支払額となります。																																																																				

条項番号	旧内容				新内容			
■ショッピングでのリボ払いお支払いの一例	※ご利用可能枠20万円・標準コース(実質年率15.0%)でご利用の場合				※ご利用可能枠20万円・標準コース(実質年率15.0%)でご利用の場合			
	ご購入(現金価格)	4/11スー ツ60,000円 (税込)		6/11ブラウ ス20,000円 (税込)	ご購入(現金価格)	4/11スー ツ60,000円 (税込)		6/11ブラウ ス20,000円 (税込)
	お買物可能額	140,000円	142,483円	124,775円	お買物可能額	140,000円	142,384円	124,675円
	お支払残高	60,000円	57,517円	20,000円	お支払残高	60,000円	57,616円	20,000円
				55,225円				55,325円
	お支払額(弁済金)	3,000円	3,000円	4,000円	お支払額(弁済金)	3,000円	3,000円	4,000円
	リボ手数料	60,000円 × 15.0% ÷ 365日 × 21 日 = 517円	57,517円 × 15.0% ÷ 365日 × 10 日 + 57,517円 × 15.0% ÷ 365日 × 20 日 = 708円	55,225円 × 15.0% ÷ 365日 × 10 日 + (55,225円 + 20,000 円) × 15.0% ÷ 365日 × 21 日 = 875円	リボ手数料	60,000円 × 15.0% ÷ 365日 × 25 日 = 616円	57,616円 × 15.0% ÷ 365日 × 10 日 + 57,616円 × 15.0% ÷ 365日 × 20 日 = 709円	55,325円 × 15.0% ÷ 365日 × 10 日 + 55,325円 × 15.0% ÷ 365日 × 21 日 = 704円 20,000円 × 15.0% ÷ 365日 × 25 日 = 205円 704円 + 205 円 = 909円
				商品代金 充当分(%)				3,000円 - 517円 = 2,483円
	お支払日	6月4日	7月4日	8月4日	お支払日	6月4日	7月4日	8月4日
	※ 手数料計算期間が通常年とうるう年をまたぐ場合は、計算期間をそれぞれの年に分け、通常年は365日とうるう年は366日で計算します。				※ 手数料計算期間が通常年とうるう年をまたぐ場合は、計算期間をそれぞれの年に分け、通常年は365日とうるう年は366日で計算します。			
※手数料に円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。								

条項番号	旧内容				新内容							
■キャッシングでのリボ払い月々支払額算出表(第15条(2)①参照)	りそなカード《セゾン》 りそなゴールド《セゾン》		りそなゴールド《セゾン》		月々のお支払額(返済金)			りそなゴールド《セゾン》				
	融資金リボ残高	標準コース 短期コース	5万円コース 10万円コース	融資金リボ残高 1,000,000円 までは 50,000円	融資金リボ残高 2,000,000円 までは 100,000円	標準コース	ゆとりコース	短期コース	5万円コース 10万円コース			
1円～100,000円まで	4,000円	10,000円	融資金リボ残高 1,000,000円 までは 50,000円	融資金リボ残高 2,000,000円 までは 100,000円	1円～100,000円まで	4,000円	8,000円	10,000円	融資金リボ残高 1,000,000円 までは 50,000円	融資金リボ残高 2,000,000円 までは 100,000円		
100,001円～150,000円まで	6,000円				100,001円～150,000円まで	6,000円						
150,001円～200,000円まで	8,000円				150,001円～200,000円まで	8,000円						
200,001円～250,000円まで	10,000円	15,000円	200,001円～250,000円まで	10,000円	12,000円	11,000円	20,000円					
250,001円～300,000円まで	12,000円		250,001円～300,000円まで	12,000円								
	以降 50,000円増すごとに 2,000円 ずつ加算	以降 100,000円増すごとに 5,000円 ずつ加算	以降 100,000円増すごとに 5,000円 ずつ加算	以降 100,000円増すごとに 5,000円 ずつ加算	以降50,000円増すごとに 2,000円ずつ加算	以降100,000円増すごとに 3,000円ずつ加算	以降100,000円増すごとに 5,000円ずつ加算	以降100,000円増すごとに 5,000円ずつ加算				
※利息は毎月の支払額に含まれます。 ※新たな借入れまたは、支払日前日までに支払いをした場合、次回の支払日までの期間や融資利率により、利息が表に記載の金額を超える場合があります。この場合、利息を超えるまで、表に記載の金額に1,000円単位ごとで加算した金額が支払額となります。ただし、加算する金額の上限は5,000円までとします。 ※月々の支払額が算出表の該当支払額に満たない場合は全額となります。 ※標準コースは当社が認めた場合に限り選択できます。 <input type="checkbox"/>												
※利息は毎月の支払額に含まれます。 ※新たな借入れまたは、支払日前日までに支払いをした場合、次回の支払日までの期間や融資利率により、利息が表に記載の金額を超える場合があります。この場合、利息を超えるまで、表に記載の金額に1,000円単位ごとで加算した金額が支払額となります。ただし、加算する金額の上限は5,000円までとします。 ※月々の支払額が算出表の該当支払額に満たない場合は全額となります。 ※ゆとりコースについては、新たなカードの利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。 ※標準コースは当社が認めた場合に限り選択できます。 <input type="checkbox"/>												
	2017年11月現在				2020年2月現在							

条項番号	旧内容	新内容
ICカード特約	<p>第1条(適用) 本特約は、カードが、ICチップを組み込んだカード(以下「ICカード」という)である場合のICカードの利用方法について定めたもので、りそなカード《セゾン》規約およびりそなカード《セゾン》規約とともに適用される特約に加え、ICカードの貸与を受けた会員に適用されます。各規定が重複する場合、本特約を優先します。</p> <p>第2条(暗証番号) 本会員は、当社所定の方法によりりそなカード《セゾン》規約第4条(暗証番号)(1)の暗証番号の変更登録を申出ることができます。この場合、本会員はICカードを当社所定の方法により返却し、当社が認めた場合、ICカードの再発行を受けることまたはその他当社所定の方法により変更後の暗証番号を利用できるものとします。</p> <p>第3条(ICカードの管理) ICカードの管理については、りそなカード《セゾン》規約第2条(カードの貸与・保管・管理)に以下の項目を追加します。 (5)会員はICカードの破壊、分解等またはICカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行うことはできません。</p> <p>第4条(期限の利益の喪失) りそなカード《セゾン》規約第22条(期限の利益の喪失)(1)に以下の項目を追加します。 ⑧ICカードの破壊、分解等を行い、またはICカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。</p> <p>第5条(特約の変更) 本特約が変更され、その変更内容を本会員にお知らせした後に、会員がICカードを利用した場合またはお知らせ後1か月の経過をもってご承認いただいたものとみなします。</p> <p>(2017年11月現在)</p>	削除
	りそなカード株式会社 〒135-0042 東京都江東区木場1-5-25 貸金業者登録番号 関東財務局長(12)第00484号	りそなカード株式会社 〒135-0042 東京都江東区木場1-5-25 貸金業者登録番号 関東財務局長第00484号
	2018年11月現在	2020年2月現在
	R31035(1904)SHI	R31035(2002)SHI

条項番号	旧内容	新内容
------	-----	-----